

国道178号（宮津市里波見～伊根町高梨）における規制基準の見直しについて

令和4年5月25日
京都府丹後土木事務所
(川端道路計画課長 0772-22-2985)

国道178号の宮津市里波見～与謝郡伊根町高梨については、大雨時には通行止めを行う「異常気象時通行規制区間」に設定しておりますが、防災工事の実施等により安全性が向上したことから、対象区間を短縮するとともに、規制を行う連続雨量基準を緩和しますのでお知らせします。

記

1 運用開始日

令和4年6月1日（水）

2 見直し内容について

(1) 規制区間の短縮

現行：宮津市里波見 ～ 伊根町高梨 L=7.6km

⇒見直し：宮津市里波見 ～ 宮津市長江 L=2.6km

【理由】バイパス整備に伴い府管理外とする予定区間（L=4.0km）と、道路法面がない区間（延長L=1.0km）を規制対象区間から外す。

(2) 連続雨量基準の変更

現行：注意雨量（通行止め準備開始）80mm、規制雨量（通行止め）120mm

⇒見直し：注意雨量（通行止め準備開始）120mm、規制雨量（通行止め）170mm

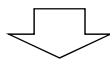
【理由】道路法面等の要対策箇所の防災対策工事がR4.3月で全て完了。過去10年間で連続170mm以下の降雨では、災害が発生しておらず、直近ではR3.8.13～15にかけて連続249mmの降雨を経験するも無災害。

3 連続雨量基準変更による効果

直近10年間(H24～R3)の降雨実績に当てはめた場合、

これまでの基準120mmでは

直近10年間で規制雨量120mmを超えて通行止めを実施したのは11回



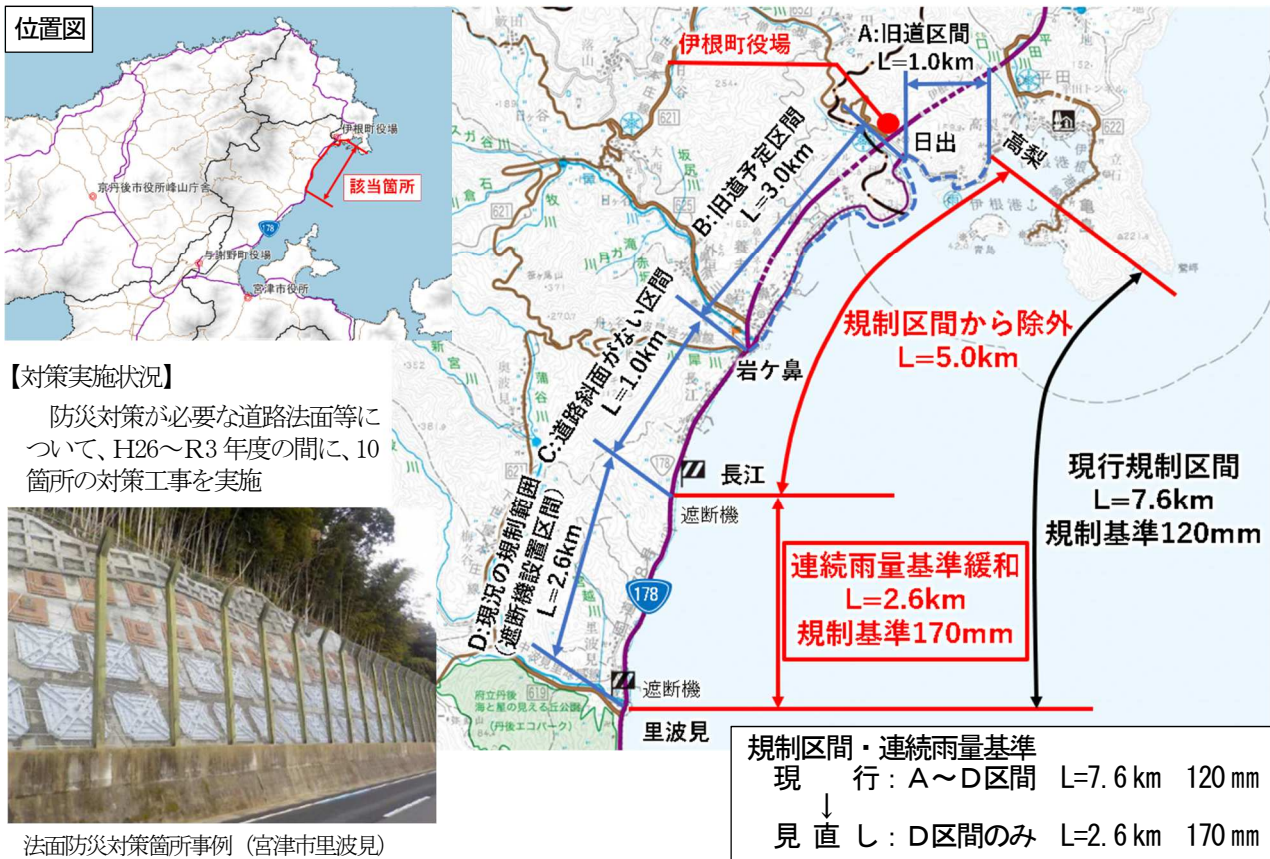
見直し基準170mmにすることにより

直近10年間で規制雨量170mmを超えた降雨実績は6回

⇒ 通行止めを行う必要があった回数は約半減

4 参考

今回の国道178号の異常気象時通行規制区間の短縮及び基準雨量の緩和について、地元の宮津市長及び伊根町長から、別添のとおりコメントが発出されています。



参考

- (1) 「異常気象時道路通行規制基準見直しガイドライン（案）」京都府建設交通部道路管理課（H25.3）抜粋
- 指定解除又は規制緩和の条件
- 規制区間内のすべての要対策箇所の対策工事が完了していること。
→R3年度で工事完了
 - 学識経験者等の診断により、対策工事の効果及びカルテ対応箇所の安全性についての見解・判断を得ること。
→H30.12 学識経験者現地調査、R4.3 学識経験者を含む規制基準見直し検討会議で妥当との意見を得た。
 - 対策工事完了後、規制解除の場合は現在の規制雨量、規制緩和の場合は変更しようとする規制雨量をそれぞれ経験し、無災害であること。
→新基準雨量 170 mm を超える連続雨量 249 mm (R3.8) の降雨も経験しているが、無災害であった。
- 区間短縮の条件
- 短縮する区間に道路斜面がない場合又は廃道となり管理外になる場合を除き、指定解除又は規制緩和の条件に準ずる。
- (2) 異常気象時道路通行規制基準とは
- 「異常気象時における道路通行規制基準」は、崩落等の多発地域において道路施設被害が生じた場合においても道路利用者に被害を生じさせないよう通行止めを行う基準です。
 - 本制度は昭和43年の国道41号飛騨川バス転落事件（岐阜県内）を契機として全国で導入された制度です。
 - 国道178号（宮津市里波見～伊根町高梨）は落石・土砂崩落・路肩決壊という危険内容で、昭和56年に異常気象時通行規制区間に指定しています。

宮津市 城崎市長からのコメント

国道178号は、第二次緊急輸送道路であり、また、重要物流道路の代替・補完路に指定された地域生活に欠かせない道路である。加えて、観光道路としても宮津から伊根町、そして丹後半島を周遊する重要な路線である。

この度、一定の対策工事が完了し、安全性が確認された中での雨量規制緩和は、集落の孤立化の低減につながるとともに交通の円滑化が図られ、心より歓迎する。

引き続き、安心・安全な地域社会の実現に向け、国道178号の抜本的な強靱化対策の早期実施を強く願う。

伊根町 吉本町長からのコメント

国道178号は、伊根町につながる唯一の国道であり当町の骨格を成す道路であるが、安全措置のためとはいえたびたび遮断されることで生活や産業に大きな支障が生じていた。

雨量規制の緩和については以前から強く要望をしており、規制基準が見直されたことに大変喜んでいる。

また、抜本的な対策として、道路の沖出しについても事業化がなされており、今後も安心・安全な幹線道路の実現に向け、地域としても協力していきたい。